

〔沿革〕 令和2年2月例規（監）第2号

各部長・参事官・所属長

千葉県警察の表彰に関する訓令（平成2年本部訓令第1号）の一部を改正したが、運用上の留意事項については、下記のとおりであるので、誤りのないようにされたい。

なお、千葉県警察の表彰に関する訓令の制定について（平成2年例規（監）第7号）は、廃止する。
記

1 定例表彰（第8条関係）

（1）優良運転等職員の表彰及び無事故職員の表彰

人事異動により当該勤務を離れた者で、基準に定める無事故期間を充足する者も対象とする。

（2）地域警察官の表彰

ア 地域警察官を対象とした表彰で、年間を通じて業務実績が優秀な地域警察官に対し賞誉を授与するものとし、その中から最も優秀な地域警察官には、賞詞を授与するものとする。

イ 業務実績は、主管部長が取りまとめ、警務部監察官室長を経由して本部長に上申するものとする。

（3）駐在所勤務員及び家族の表彰

駐在所勤務員とその家族を対象とする表彰で、別表第1によるほか次による。

ア 毎年1月末日で駐在所勤務期間が、5年又は10年間に達する者を表彰する。表彰種別は、勤続5年で賞誉、勤続10年で賞詞とする。

イ 被上申者は、家族と同居している駐在所勤務員であることを原則とする。人事異動により駐在所勤務員でなくなった者で、表彰の勤続年数を充足する者も対象とする。

ウ 資格及び選考基準の「家族と同居」とは、駐在所等報償金支給要綱の制定について（平成2年例規（警）第34号）の第4による駐在所等家族報償金の支給対象者である家族と同居していることをいう。

エ 本表彰の賞詞を授与した場合、駐在所勤務期間が10年に達した日を再起算日として新たに期間を算定し、前記アに定める期間に達したときは、再表彰することとする。

オ 賞誉は、再表彰しない。

カ 家族の表彰は、駐在所勤務員の表彰を受賞した家族に対して感謝状を授与する。

（4）後進育成功労職員の表彰

ア 表彰人数については、次に掲げる場合のほか制限を設けず、該当者のない場合は、表彰を行わない。

（ア） 署の地域課指導係長のおおむね10パーセント

（イ） 署の地域課指導係長に準じ、署の各課において若手警察官の育成を担当する職員のおおむね1パーセント

（ウ） 交番において採用時教養期間中の女性警察官の指導を担当する幹部女性警察官のおおむね10パーセント

イ 前アに掲げるもののほか、各部門において、部下、後輩を始め他課職員に対し、長期にわたり継続的かつ熱心に指導し、その効果も顕著で、後進からの信頼も厚いなど、組織として後進の育成による人的基盤の強化に貢献していると認められる者を対象とする。

ウ 定例表彰の無事故職員の表彰に該当する専従運転者等、看守勤務員及び護送勤務員並びに署警務課員のうち相談及び被害者支援を担当する職員については、後進育成功労職員の表彰の対象外とする。ただし、署地域課自動車警ら係の警察官は、被指導者が署地域課に所属する若手警察官であることに鑑み対象とする。

エ 賞誉までに至らなかった功労職員については、部長又は所属長による表彰を奨励する。

（5）優秀新人職員の表彰

ア 警備部第一機動隊、同第二機動隊、同第三機動隊、同成田国際空港警備隊及び関東管区機動

隊の隊員並びに定例表彰の無事故職員の表彰に該当する看守勤務員及び護送勤務員は対象から除外する。

イ 表彰人数については、総務部門、警務部門、生活安全部門、交通部門及び警備部門は各1人、地域部門は4人、刑事部門は2人とする。

ウ 主管部長は、本部長に上申された者のうち、優秀新人賞の受賞が決定した者を除いて、優良新人賞として部長賞を授与するものとする。

エ 前ウの優良新人賞の人数については、総務部門及び警務部門は各1人、生活安全部門は3人、地域部門は15人、刑事部門は6人、交通部門は4人、警備部門は2人とする。

(6) 優良署の表彰

ア 署を3クラスに分け、編成及び署数は各部の裁量によるものとし、前年の成績優良署を表彰する。

イ 各部の表彰の配分は、賞状3署、賞誉3署の計6署とし、各クラスの表彰の配分は1署以上4署以下とする。これにより難しい場合は、その都度指示する。

(7) 部外功労者の表彰

ア この表彰は再表彰を妨げない。再上申は、先の受賞からおおむね10年を経過し、その功労が顕著な者について行うものとする。

イ 表彰対象者のうち、団体等の役員として10年以上就任していた者が退職（死亡を含む。以下同じ。）した場合の表彰の取扱いについては、退職の日に遡って授与することから、第7条及び第15条により上申すること。

2 所属長表彰（第11条関係）

(1) 署長賞は、自所属の職員、課又は係に対するほか、応援派遣により、その指揮監督下にある職員に対しても授与することができる。

(2) 署長感謝状は、本県警察職員に対しては、自所属以外の職員であっても、第7条の趣旨から授与しないことから、自所属以外の職員が第11条第5項に掲げる功労等があった場合は、署長からその事案を主管する課長に対して課長賞を授与するよう連絡し、表彰を促すものとする。

(3) 部外者に対する表彰の取扱いについては、儀礼的に表彰するなどの濫賞を戒めるとともに、特に次の点に留意しなければならない。

ア 表彰の対象は、第7条に規定する事項について、積極的に警察に協力した者に限ること。

イ 協力の動機、労苦、危険度、効果等を総合的に検討すること。

ウ 社会通念上、当然期待できる行為に対しては、表彰を行わないこと。

エ 職務上管理又は監視の義務を有する者が、その管理又は監視下において行った功労及び自己被害の予防上、当然と認められる功労については、原則として表彰を行わないこと。

オ 表彰を授与しようとする者は、平素の行動が善良であり、地域、職域等において信頼されていることを厳格な要件とし、その要件に欠ける者は表彰を行わないこと。

3 表彰状等の様式（第26条関係）

警務部監察官室において、別記様式第19号及び別記様式第20号を除く所要様式を保管、管理していることから、部課長及び署長は、必要に応じ、警務部監察官室長に所要様式及び部数を請求すること。